

岡山大学病院ドクターカー車体広告主追加募集要項

1. 趣旨

本院においては、令和3年8月に人工心肺装置「ECMO（エクモ）」を搭載できる大型の救急搬送車「ドクターカー」を配備しました。令和4年4月より本格運用を開始し、令和5年4月からは救急現場での出動を開始しております。車内には、ECMOを含め、自動体外式除細動器（AED）や自動心臓マッサージシステム、人工呼吸器などの医療機器を装備し、搬送時から早期に治療介入ができるよう、本院の医師、看護師、救急救命士、臨床工学技士など、事案によって多職種の医療従事者がドクターカーに乗り込んで現場へ向かいます。

また、岡山市消防局と連携した傷病者搬送訓練や、消防訓練の場にも、積極的に参加し、協力・連携を深めています。

ドクターカーの運用には可能な限り自己資金を投じて、本院における高度な救急医療提供に努める所存ですが、多岐にわたる装備品や消耗品の整備等、救急医療における財政の充実・強化は課題の一つです。

つきましては、本院の活動と岡山県近隣における救急医療体制の維持・充実にご協力いただきたく、広告を募集いたします。

2. 募集の内容等

(1) 募集する広告掲載枠

別紙のとおり

(2) 広告掲載期間

- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

広告開始日は、申込書類に基づき当院で審査の結果、掲載が承認された日以後とします

（※ご相談に応じます）。

毎年度、期間満了日の2か月前までに、本院又は広告主から書面による別段の意思表示がなければ1年間自動延長とします。

(3) 申込価格

【A】（左側面） 縦:280×横:420 (mm) 1枠（進行方向に向かって左側）

1枠当たり月額5万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【B】（右側面） 縦:210×横:210 (mm) 1枠（進行方向に向かって右側）

1枠当たり月額3万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・広告掲載申込書（別紙様式1）に、希望する広告掲載枠及び希望する価格を記載してください。
- ・広告掲載料は、当該年度分（令和8年度は広告開始月日から令和9年3月31日までの金額）を一括して支払っていただきます。

(4) 広告の方法

- ・ドクターカーの車体に広告を掲載します。
- ・ご支援いただいた企業・団体等については、本院ホームページに紹介します。

3. 掲載できない広告

以下に該当する広告については掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (9) 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- (10) 社会的批判を惹起するおそれがあるもの
- (11) 賭博及びギャンブルに関するもの
- (12) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名の広告
- (14) 施術所名（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）名
- (15) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設名（整体、カイロプラクティック、エステティック等）
- (16) 健康食品名、保健機能食品名、特別用途食品名
- (17) その他掲載する広告として不相当であると認めるもの

4. 応募方法

応募者は広告掲載申込書（別紙様式1）及び応募資格確認書（別紙様式2）を作成の上、下記担当にご提出願います。デザインデータについてはメール等により電子データも提出願います。掲載枠を充足する応募を受け付けた時点で、受付終了とさせていただきます。

5. 審査方法及び結果の通知

応募者については、提出書類から総合的に審査し、その結果を通知します。

6. 留意事項

(1) 広告デザイン案及び広告物の作成について

- (ア) 広告デザイン案の作成は、広告主が行い、作成・車体貼付け等に要する経費は、広告掲載料とは別に広告主の負担となります。
- (イ) 広告デザイン案については、事前に当院の審査があります。審査の結果、広告内容・デザインについて修正をお願いする場合や、広告の掲載をお断りする場合があります。
- (ウ) 広告物の作成・車体貼付けについては、本院の指定する取扱業者で作成・貼付け願います。なお、Illustratorのデザインデータが必要になります。
- (エ) 広告物の作成、車体貼付けに係る費用は、別途広告主の負担となります。

(2) その他

- (ア) 契約を締結した広告主は、ホームページ等において、ドクターカー車体の写真等を広報に活用できるものとします。
- (イ) 車体の故障など通常予測できない事象により、広告を掲載したドクターカーが運行できない場合にあっては、広告掲載料は返還いたしません。
- (ウ) 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を取り消した場合、広告掲載料は返還できません。また、その場合の原状復帰に要する費用は、広告主の負担となります。
- (エ) 掲載する広告内容及び広告主については、岡山大学病院が推奨等を行うものではありません。
- (オ) 車体広告掲載枠（掲載場所）は原則申し込み順とさせていただきますが、同時期に競合した場合の掲載枠の決定は岡山大学病院に御一任願います。

※本募集要項は岡山大学有料広告掲載取扱要項及び岡山大学病院有料広告等取扱内規に基づいて作成しております。

【 問合せ 及び 提出先 】

〒700-8558

岡山県岡山市北区鹿田町2-5-1

岡山大学病院 総務企画課

TEL 086-235-6749

E-Mail <ouhinfo@adm.okayama-u.ac.jp>